



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*1 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

○ 公安委員会規則

*1 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

- 31 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 2
- 32 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課)..... 3
- 33 保安林の指定施業要件の変更 (")..... 4
- 34 公共測量の実施 (技術調査課)..... 4
- 35 公共測量の終了 (")..... 4
- 36 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 4

規 則

和歌山県規則第1号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年1月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則(昭和42年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号)第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>令和6年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 <u>令和6年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>令和6年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>令和6年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 <u>令和6年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(6) 労働委員会の事務局の職員 <u>令和6年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>令和6年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>令和6年3月1日</u> から同月末日まで</p>	<p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号)第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>令和5年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 <u>令和5年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>令和5年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>令和5年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 <u>令和5年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(6) 労働委員会の事務局の職員 <u>令和5年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>令和5年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>令和5年3月1日</u> から同月末日まで</p>

- (9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 令和6年3月1日から同月末日まで
- (10) 地方警察職員 令和6年3月1日から同月末日まで

- (9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 令和5年3月1日から同月末日まで
- (10) 地方警察職員 令和5年3月1日から同月末日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年1月12日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第4条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区				別表第1（第4条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区			
所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	所管区	所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	所管区
略				略			
和歌山県 和歌山 山西警察署		略	略	和歌山県 和歌山 山西警察署		略	略
		和歌浦交番（和歌山市和歌浦東二丁目）				和歌浦交番（和歌山市和歌浦中三丁目）	
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第31号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年1月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ南紀店
和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣
和歌山県和歌山市中島185番地の3
株式会社はるやまホールディングス 代表取締役 中村宏明
岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号
株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
大興産業株式会社 代表取締役 土岐政晃
和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）縦覧図書記載のとおり
（変更後）縦覧図書記載のとおり
- 4 変更年月日
令和5年4月1日
- 5 変更理由
小売業者の代表者の変更のため
- 6 届出年月日
令和5年12月21日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）
新宮市企画政策部商工観光課（新宮市春日1番1号）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和6年1月12日から同年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第32号

令和5年和歌山県告示第1285号（以下「告示第1285号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年1月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
栗栖千枝
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1285号のとおり

和歌山県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和6年1月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第34号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき岩出市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。
令和6年1月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ）
- 2 作業期間 令和5年12月21日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

和歌山県告示第35号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。
令和6年1月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（現地測量、路線測量）
- 2 作業期間 令和5年2月7日から同年12月1日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市和佐関戸地内

和歌山県告示第36号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年1月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3648	紀の川市貴志川町丸栖字西垣内11番1の一部、24番2の一部	紀の川市桃山町元156番地1 船木孝明	令和 5.12.20	6.00	47.63